

# 令和4・5年度の 保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直すこととされています。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計となります。

## 令和4・5年度の保険料率について

令和2・3年度	
均等割額	46,451円
所得割率	8.84%
限度額	64万円



令和4・5年度	
均等割額	45,840円
所得割率	8.67%
限度額	66万円

## 保険料率の計算方法

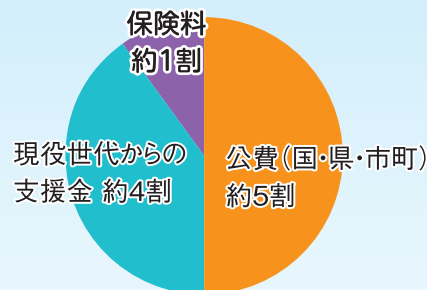


※総所得金額等とは、「公的年金収入-公的年金控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等で算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も、総所得金額等に含まれます。

## ◎ 保険料は何のために支払うのですか？

保険料は、医療にかかる費用のうち一部負担(窓口負担)を除く部分をまかなうため、お支払いいただくものです。その他の財源は、現役世代(75歳未満の方)からの支援金(約4割)、公費負担(約5割)となっています。



## 問い合わせ先

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 賦課収納係

☎(082) 502-3060

またはお住まいの市区町担当窓口まで

広域連合ホームページ <http://www.kouiki-hiroshima.jp>



## 保険料の軽減措置 (令和4年度)

次の所得等の被保険者は、均等割額が軽減されます。

「給与所得者等」とは給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方です。

給与所得者等の数	世帯内の被保険者と世帯主の 令和3年中所得の合計額	軽減後の均等割額
1人以下の場合	「43万円」以下	7割軽減 <b>13,752円</b> /年
	「43万円+28万5千円×世帯内の被保険者数」以下	5割軽減 <b>22,920円</b> /年
	「43万円+52万円×世帯内の被保険者数」以下	2割軽減 <b>36,672円</b> /年
2人以上の場合	「43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)」以下	7割軽減 <b>13,752円</b> /年
	「43万円+28万5千円×世帯内の被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)」以下	5割軽減 <b>22,920円</b> /年
	「43万円+52万円×世帯内の被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)」以下	2割軽減 <b>36,672円</b> /年

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります。

(昭和32年1月1日生以前の方)

※軽減判定の際には、「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日(令和4年4月1日または資格取得日)時点で行われます。



## 健保組合等の被扶養者であった方 (これまで保険料負担がなかった方)の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった方については、特例措置として当面の間、所得割額の負担はなく、資格取得後2年の間に限り、均等割額が5割軽減され、令和4年度の年間保険料額は**22,920円**となります。ただし、均等割額の7割軽減に該当する方については、年間保険料額が**13,752円**となります。

元被扶養者の保険料の軽減措置	
均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	当面の間かかりません

※令和2年4月30日までに被扶養者軽減の対象となった方の均等割額は、令和4年度以後は、被扶養者軽減の対象となりません。

※保険料が軽減されていない場合は、市区町の担当窓口「後期高齢者医療被扶養者の届出」を行ってください。